

「市民利用施設等の利用者負担の考え方」について

平成 24 年 4 月
横浜市財政局

1 取組の必要性

市の施設利用、証明書の取得、営業許可を受ける場合などには、使用料、利用料金や手数料という形で料金の一部を市民の皆様にご負担いただいています。これは、施設運営や行政サービスには、すべてコスト(経費)がかかるため、これらのコストは、利用される市民の皆様からの「使用料」などと、市民の皆様の「税金」でまかなうしくみになっています。

これまで、これらの料金設定は、他の自治体との比較や本市類似施設との均衡などを主な理由として設定され、必ずしも利用者にコストの一部負担を求め、回収するという考え方に基づいていませんでした。

そのため、市民の皆様全体の負担の公平性の観点から、利用しない市民の皆様が税金という形で負担している「公費(市)負担」と、利用者の皆様が負担する「受益者(利用者)負担」の割合について考え方を明確にし、市民の皆様の十分なお理解を得ていくことが必要と考え、この負担割合がおおむね妥当なものとなるよう、「市民利用施設等の利用者負担の考え方」を定めました。

* 使用料とは、市が住民福祉の向上を図るために設けている種々の施設を市民が利用する場合に、利用の対価として利用者から徴収するもの。

例えば、公会堂の使用料や市営住宅の使用料、上下水道料金、動物園の入園料、公園の使用料などがこれに該当します。

* 手数料とは、市で発行している住民票や印鑑証明その他の証明などのサービスの提供を市民が受けた場合に、当該サービスの提供のために要する費用を申請者（当該サービスの提供を受けた市民）から徴収するもの。

2 取組経過

(1) 「中期計画」及び「中期4か年計画」

前「中期計画」の重点取組として平成19年度から取り組み、現計画にも、財政運営3「未収債権の回収整理や使用料等の適正化による財源確保の取組」の一つとして、コスト縮減や収入増に取り組むなどの適正化を図ることを掲げ、取組を進めました。

(参考URL) <http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/seisaku/newplan/>

(2) 平成22年度「横浜市事業評価会議」

「市民利用施設等における受益者負担のあり方」をテーマに、公募市民、有識者、市会議員の皆様にご議論をいただき、『各施設の現状を公表しながら、受益者負担割合の基準を市民にわかりやすく整理して公表していくべき』とのご意見をいただきました。

(参考URL)

<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/sigoto/jigyohyoka/2010index.html>

(3) 「受益者負担の考え方」(素案)作成

事業評価会議でのご意見を踏まえ、基本的な考え方や負担割合の基準の素案を作成し、平成23年9月～11月にかけて、市民意見募集やeアンケートを行いました。

(参考URL) <http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/zaisei/zyuekisya/>

<素案に対する市民の皆様の意見等>

①市民意見募集の主な意見

- 基本的な考え方：適切な利用者負担が必要など、素案に賛同する意見が多数であった一方で、極端な値上げへの懸念や「身近な施設の負担は小さく」等の意見もありました。
また、負担の適正化を図る前に、類似機能を持つ施設の整理や、民間との役割分担を踏まえて施設のあり方を検討すべきとの意見がありました。
- 個別の施設：コミュニティハウスの有料化を求める意見、動物園については、利用者に多くの負担を求める意見が比較的多く、また、道志青少年野外活動センターについては、有料化しても存続を望む意見がありました。
- 減免：ボランティア活動や地域活動のための利用の無料化を求める意見や、本市行事を含め、減免対象を広げすぎないようになどの意見がありました。

(参考URL)

<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/zaisei/zyuekisya/file/siminiken.pdf>

②ヨコハマeアンケートの主な回答結果

- 使用料の基本的なしくみ・考え方：「施設の性格やサービスの内容に応じて、利用者の負担を決めることが適切だと思う」と73.1%が回答。
- 使用料の負担割合を決定する基準：公共関与の必要性を基準とすることについて80.1%が適切と回答。また、収益性を基準とすることについても61.1%の人が「適切」と回答。
- 手数料：コスト全額を申請者負担とすることについて、「受益者が全額負担で良い」とする意見が56.7%で最も多かった一方、「全額負担ではなく市税でも負担した方が良い」と30.9%が回答。
- 減免：「70歳以上の高齢者」の施設利用料5割減免については、不必要とする回答が37.3%で最も多かったものの、「適切」31.8%、「65歳以上にすべき」19.3%、「無料にすべき」6.4%など、必要と考えたと回答。
生活保護世帯等の「低所得者」への手数料の全額減免は、「適切」40.7%、「不公平」36.2%と、拮抗する回答割合。

(参考URL)

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/kochosodan/kocho/eenq/kekka/23/23-05.html>

③市会での主なご意見

- 負担割合の基準：市の政策との整合性も考慮して、利用者負担割合を決定すべき。
市の魅力となる歴史的・文化的な価値を市内外に発信する施設やサービスについては、十分議論したうえで利用者負担を決めるべき。
- 施設の管理運営：使用料の改定が必要な場合であっても、まず、サービス向上による収入増の工夫や、コスト削減の努力が求められる。

(4)「市民利用施設等の利用者負担の考え方」の策定

いただいた市民の皆様の意見等を踏まえて、次のとおり素案を修正し、3の「市民利用施設等の利用者負担の考え方」として、整理しました。

<素案からの修正点>

項目	修正点（変更前→変更後）	修正理由（補足説明）
①タイトル	受益者負担の考え方→ 市民利用施設等の利用者負担の考え方	主な取組対象が市民利用施設であることを明確にするため。
②施設の個別事情等の項目	「設置の経緯、施設規模、立地の違いによる集客性」→ 「政策的な観点からの利用促進」を追加	市の政策との整合性を考慮する必要があるため。
③対象施設	例外規定を追加→ 横浜市の魅力となる歴史的・文化的価値を市内・外に発信する施設やサービス(歴史的・文化的価値の保存やその価値を広域的に発信する施設等)	公益性や収益性以外の要素も考慮する必要がある施設であるため。 なお、素案の例示からも削除しました。
④該当施設の表示方法	分類表の中に表示→ 欄外に代表的な施設例として表示	各施設の負担割合を最終的に決定するものではないため。
⑤代表施設の細分化	公会堂・ホール→ 大規模ホールと公会堂・小規模ホールに細分化し、公会堂・小規模ホールは利用者負担割合の想定を50%程度から30%程度に変更	身近な施設の利用者の負担は小さく、めったに利用しない施設の負担は大きくという市民意見があったため。
⑥代表施設の追加	公共関与の必要性「高」収益性「高」の想定施設として、 火葬施設（50%程度）を追加	「想定する施設」の記載がない分類にどのような施設が入るのか、わかりにくいという市民意見があったため。
⑦代表施設の削除	動物園（利用者負担割合50%程度）→ 例示から削除	市内にある3園は、設置の経緯、施設規模等が異なるため、代表的な施設例として表示することが難しいため。
⑧減免の扱いの整理	「減免の標準例」→ 「減免の標準的な扱い」に表現を修正し、個別事由による減免ができることを明記	減免対象を広げすぎることへの懸念など、減免に対して賛否両方の意見があったため。
⑨減免の標準例からの削除	「市が主催・共催する行事」を標準例として表示→ 個別事由による減免の例に変更	市が使用する場合の減免に対し、疑問の意見があったため。
⑩減免の標準例からの修正	「市内団体が、本市事業に協力する目的で利用する場合」に限り全額減免を標準例として表示→ 「市内団体が、公益性が高いと認められるボランティア活動、地域活動等を実施するために利用する場合」に修正し、個別事由による減免の例に変更	ボランティア活動や地域活動のための利用の無料化を求める意見があったため。

3 市民利用施設等の利用者負担の考え方

(1) 使用料の負担割合の基本的な考え方

(1) **利用者の方にご負担いただくコスト**：「公共の福祉を増進する目的」で市が設置した「公の施設」であることから、一部の例外を除き施設の建設や大規模改修などのインシヤルコストは対象とせず、管理・運営コストだけを対象にします。

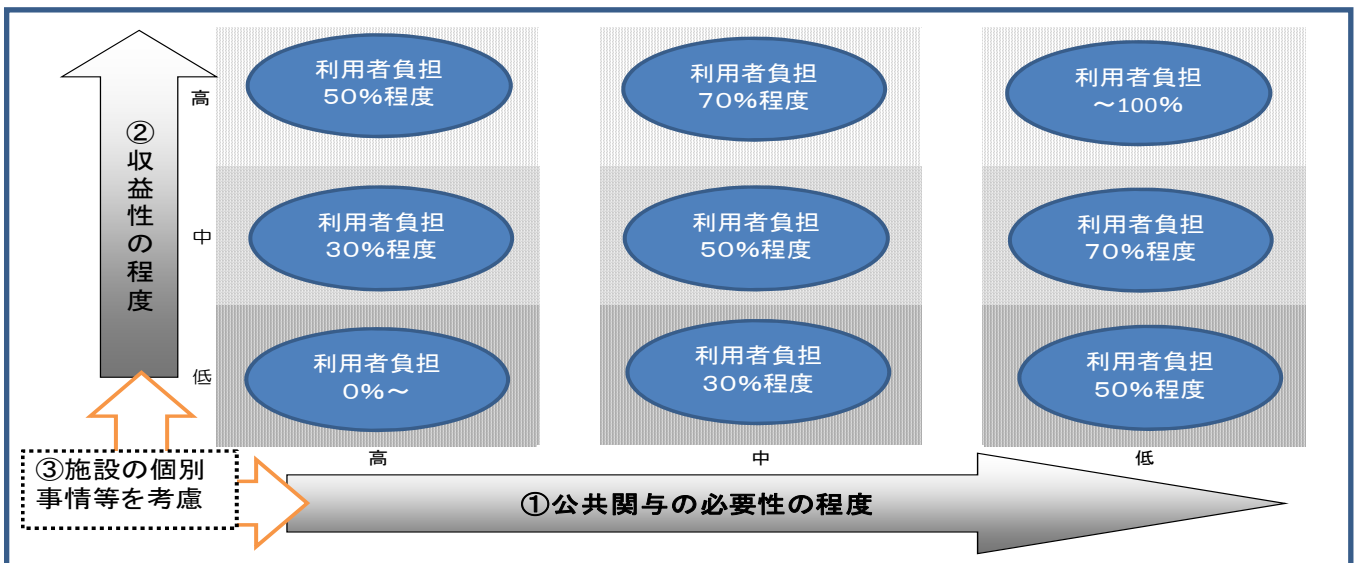
(2) **負担割合**：施設の性格や、そこで提供しているサービスの内容に応じて、次の要素を主な指標として「標準的な負担割合」を決定し、個々の施設の負担割合を決める際には、個別事情も考慮します。

① **「公共関与の必要性の程度」**：安全、安心な市民生活の維持を目的に、主に公共が提供しているサービスは公共関与の必要性が高く、より多くの税を投入して、市民全体で支えるサービスです。一方、生活の快適性の向上など、個人によって必要性が異なるサービスで、民間等でも十分に供給されている場合は、公共関与の必要性は低く、税による負担は、より少なくても良いサービスと考えられます。

② **「収益性の程度」**：収益性が高いサービスであれば、民間事業者などでも、同種のサービスが提供されています。従って、税による負担は、より少なくても良いサービスと考えられます。

③ **「施設の個別事情等」**：個々の施設検討にあたっては、設置の経緯、施設規模、立地の違いによる集客性などのほか、政策的な観点からの利用促進など、施設ごとの事情も考慮して負担割合を決定します。

＜標準的な負担割合と代表的な施設例＞



●利用者負担が無くても良いと考えられるもの（すべて市の負担）

- ・防災関係施設
- ・保護施設

●利用者負担が低く、市の負担の方が高くて良いと考えられるもの（利用者負担3割、市の負担7割程度）

- ・福祉活動・交流施設
- ・公会堂/小規模ホール
- ・青少年育成施設/交流施設
- ・運動広場/体育館/体育室

●利用者負担と市の負担が半々程度で良いと考えられるもの（利用者負担5割、市の負担5割程度）

- ・会議室/研修室
- ・大規模ホール
- ・火葬施設

●ほぼ全額利用者負担で良いと考えられるもの

- ・テニスコート/トレーニング室/フットサル場
- ・レクリエーション施設
- ・墓地/墓園/霊園
- ・斎場（葬祭ホール）

＜今回の考え方とは別に整理する施設等＞

法令などで基準額などの定めがあるものや企業会計の料金など、今回の考え方を当てはめることがなじまない施設やサービスは、今回の整理の対象外とし、別途検証し改定することとします。

＜別途の基準または個別に使用料等を検討する施設やサービス＞

○法令などで基準額などの定めがある施設やサービス

介護保険制度に係る料金、障害者自立支援法に係る利用者負担、市営住宅使用料、認可保育所の保育料、図書館の入館料など

○企業会計の料金

地下鉄・バス・上下水道・病院の料金など

○類似施設等との競争力を考慮する必要がある施設やサービス

ふ頭使用料、市場関連の使用料など

○近隣民間施設と同水準に設定する必要がある施設やサービス

市営駐車場の料金など

○財産価値により設定しているもの

占用料、目的外使用料など

○横浜市の魅力となる歴史的・文化的価値を市内・外に発信する施設やサービス（歴史的・文化的価値の保存やその価値を広域的に発信する施設等）

（２）手数料の負担割合

手数料については、「必要な方の求めに応じて行う」事務の対価という性格から、必要なコストの全額を申請者の負担とします。

（３）減免の標準的な扱い

減免の扱いについては、高齢者、障害者、子どもといった配慮が必要な方への対応等に共通する考え方として、減免の標準例を設定します。

なお、これらの事由は、あくまで標準例です。したがって、減免事由を全施設について統一するものではありません。標準例を採用しないことや標準例以外の減免を行うこともできることとします。

ただし、類似・同種施設において、特段の理由がなく減免の扱いが異なるなど、不統一の扱いがないよう、整理していきます。

減免の標準例

使用料・利用料金	減全免額	ア 市内の小学校・中学校（中等教育学校）、特別支援学校（私立含む）が正規の教育課程で利用する場合（青少年利用を主な目的とする施設を除く）
	減5免割	ア 市内の高校・専門学校（私立含む）が正規の教育課程で利用する場合（青少年利用を主な目的とする施設を除く）
		イ 70歳以上の個人が利用する場合
ウ 障害（身体・知的・精神）のある個人および介助者が利用する場合		
手数料	減全免額	ア 法令の規定により無料で取り扱うことができるとされている場合
		イ 法令に基づき国又は他の地方公共団体から事務上の必要により請求があった場合
		ウ 生活保護世帯（保護費に含まれるものを除く）、市民税非課税世帯
		エ 被災等の理由により必要な場合（罹災証明書を持参し、当該被災に係る申請に限る）
		オ 本市事業に協力する場合（例：公園清掃に伴うごみ処分など）

○ 標準例以外でも、個別の事由によって、市や指定管理者が特に減免する場合があります。

（例）

ア 市内団体が、公益性が高いと認められるボランティア活動、地域活動等を実施するために利用する場合

イ 市が主催・共催する行事

4 今後の進め方

施設を所管する局を中心に、コスト削減の成果や利用者数の推移など、施設の運営状況を検証しながら、基本的な考え方に基づく負担割合に照らして、使用料や手数料の改定について検討していきます。

必要に応じて、料金の改定を行う場合には、多くの施設で一斉に改定したり、急激に利用者負担を引き上げることがないように配慮します。

なお、減免の扱いについても、類似・同種施設において、明確な理由がなく扱いが異なるなど、不統一な扱いにならないよう、整理を進めていきます。